

# 大磯町まちづくり条例施行規則

## 第1章 総則

第1条 趣旨	41
第2条 利害関係者	41
第3条 近隣住民の範囲	41
第4条 開発事業となる行為	41
第4条の2 一の開発事業とみなす土地	41
第5条 店舗等	41
第6条 特定建築物	41
第7条 まちづくり基本計画に対する意見書兼公聴会開催申出書	41

## 第2章 公聴会

第8条 公聴会の開催	42
第9条 開催の場所	42
第10条 開催の公告	42
第11条 公述人等	42
第12条	42
第13条	43
第14条 公述時間の制限	43
第15条 公聴会の議長	43
第16条 公述の陳述等	43
第17条 公聴会における質疑等	43
第18条 文書による意見陳述の禁止	43
第19条 公聴会の秩序維持	43
第20条 記録の作成	43

## 第3章 まちづくり審議会

第21条 町民委員	44
第22条 委員等の任期	44
第23条 会長及び副会長	44
第23条の2 部会	44
第24条 小委員会	45
第25条 会議	45
第26条 審議会等の庶務	45
第26条の2 委任	45

## 第4章 自治及び協働によるまちづくり

第27条 まちづくり団体の登録	45
第28条 地区まちづくり協議会の面積	46
第29条 利害関係者	46
第30条 地区まちづくり協議会の設立届出	46
第31条 地区まちづくり協定の申請等	47
第32条 推進地区等に対する意見書	47

## 第5章 秩序あるまちづくり

第33条 都市計画に対する意見書	47
第34条 手続の除外項目	47
第35条 都市計画の決定等の申出手続	47
第36条 軽易な変更	48

## 第6章 協調によるまちづくり

第37条	開発構想の届出等	48
第37条の2	周知する項目	48
第37条の3	アドバイザーの派遣	48
第38条	開発構想板	48
第39条	説明会開催状況報告書	48
第40条	開発構想説明会等を要しない開発事業	48
第41条	事前協議書	49
第42条	環境調査書	49
第43条	事業計画板	49
第44条	開発事業に対する意見書	49
第45条	開発事業公聴会の開催及び助言提案の申出等	49
第46条	助言提案開始通知書	49
第47条	助言提案の案送付書等	50
第48条	助言提案終了通知書	50
第49条	指導書等	50
第50条	開発事業申請書等	50
第51条	開発事業変更届出書、開発事業変更協議書等	50
第49条	開発事業修正届出書	50
第53条	審査結果通知書	50
第54条	開発事業着手届出書	51
第55条	開発事業完了届出書等	51
第55条の2	緑化工事未了の特例	51
第56条	開発事業廃止届出書	51

## 第7章 開発事業の基準

第57条	住宅敷地等に関する事項	51
第58条	公共施設等に関する事項	52
第59条	安全で快適な生活の確保に関する事項	56
第60条	緑化に関する事項	57
第61条	福祉のまち整備に関する事項	59
第62条	都市景観の形成に関する事項	59
第63条	文化財の保護に関する事項	59
第64条	公共施設等の管理及び帰属	59
第65条	大規模開発事業に係る協議	60
第66条	袋路状の道路	60

## 第8章 開発事業に係る紛争調

第67条	あっせん申出書	61
第68条	あっせん開始通知書	61
第69条	紛争調整相談員	61
第70条	あっせん打切通知書	61
第71条	調停移行勧告書等	61
第72条	調停開始通知書	61
第73条	調停案受諾勧告書等	61
第74条	調停打切通知書	61
第75条	手続の非公開	61
第76条	あっせん又は調停の出席者等	61
第77条	調停委員会の委員の任期	61
第78条	調停委員会の会長	61

第79条	調停委員会の会議	62
第80条	調停委員会の庶務	62
第81条	工事着手の延期等要請書	62
第9章 雑則		
第82条	適用除外	62
第83条	工事着手の延期等申出書	62
第84条	身分証明書	62
第85条	公表	62
第86条	類似の用途等	62
第87条	開発事業指導協議会	63
別表第1	近隣住民の範囲（第3条関係）	65
別表第1の2	葬儀場等の基準	66
別表第2	添付図書（第41条、第50条関係）	67

